

会 議 録

会 議 名		令和7年度第2回文化財保護委員会	
開 催 日 時		2025年(令和7年)7月28日(月) 午後6時29分～午後8時25分	
開 催 場 所		藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
			0
出席者	審議会等の長	鈴木 良明	
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳治郎、矢島律子、川地啓文	
	事 務 局	郷土歴史課 榮課長 山出課長補佐 串田主査 桐原主任 後藤主任	
議題及び公開・非公開の別		議題(1)(すべて公開) ア 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について イ 藤沢市文化財保存活用地域計画に添付する文化財リストについて 報告(2) ア 「第47回相模ささら踊り大会」実施について(報告) イ ワークショップ「文化財をプロデュース! in 江の島 ～引き出せ、隠れた魅力～」について(報告) ウ 西富貝塚の現状変更に伴う試掘調査の結果について その他	
非 公 開 の 理 由			
審 議 等 の 概 要		議題、報告、その他について、事務局の説明後、質疑が行われた。 会議の詳細については別紙のとおり。	
そ の 他			

会議録別紙

委員長	はい、お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。早速令和7年度第2回の文化財保護委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。お手元に次第がおありかと思えますけれども、次第に従って、順次進めさせていただきたいと思えます。協議事項と報告事項、大きく分けて2つございます。順次進めさせていただきます。 ではまず協議事項のアということで、藤沢市文化財保存活用地域計画の本文についてということでございます。これは皆さんに事前にメールで原稿が送られているかと思えますけど、これの本文についてということでございます。 ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	私の方からは、地域計画の本文につきましてご説明の方をさせていただきます。資料の方は先ほどの藤沢市文化財保存活用地域計画（案）というものを使っていきます。まずは、前回の保護委員会の方でお話しさせていただきました、序章から第3章についてですね、前回から変更した箇所がございますのでご説明させていただきます。 まず、序章についてですが、1～3については大きな変更等ございませんが、一部の文章について、表現を変更しています。また、3ページの図1については、この計画と関連計画の位置関係を修正しています。 次に4ですね、本計画で取り扱う文化財の定義につきまして、こちらの方は大きな変更をしております。 具体的には、2段落目と3段落目の文章をさしかえております。 意図といたしましては、藤沢郷土資源を選んだ意図につきまして、よりわかりやすくなるような表現をしております。定義の中身については変わりありません。 続きまして第1章の方については、大きな変更がございまして、元々4節にありました、地区の概要という記載あったのですが、そちらを丸々削除しました。それに合わせてですね、4節にあった市の成り立ち2節の頭の方に移動しております。ページでいうと12ページですね、社会的状況の（1）のところに移っています。 続きまして22ページから始まります歴史的背景については、若干内容の方も修正はしているのですが、（4）から近世から近現代の記載について、特に近世は前回の保護委員会では検討中としていましたが、その内容を加えてまた追記しております。 続きまして、2章の方ですね。2章については、大きな変更はございませんが、一部補足させていただきます。 第1節と第2節の文頭に、〇年〇月〇日という記載がございますが、こちらに

については実際にはですね、2026年（令和8年）3月1日現在というふうな記載になっています。

ページをめくっていただいて、27ページの方に未指定文化財の件数一覧という表がございますが、前は空欄だったところに数値を入れております。

こちらは次の協議事項の方で上がってきます文化財リストの作成が一旦完了したというところで記入をしております。

なおですね、寺社が所有する有形文化財、あるいは寺社が～にまつわる無形の民俗文化財については、寺社としてまとめて分類していますので、その影響で例えば美術工芸品のほう、絵画ですとか彫刻ですとか、そういったところの件数が少なくなっています。

この分類の仕方についてはですね、次の議題の方で改めて説明をいたします。続きまして第3章ですね。藤沢市の歴史文化の特徴のほうですが、まず1つ目のタイトルを変更しました。

これまでは「水豊かな台地と丘陵」というふうにしていたのですがこちらのほうを「水が造りあげた大地のかたち」というふうな形に変更をしました。

それに伴い若干言葉が変わっていますが、文意については大きな変更はございません。

2つ目については特に変更はありません。

3つ目についてですね、こちらが委員会の方でいろいろ意見が出たところで、新規に追加をしております。

「信仰が集めた人と物」ということで、信仰を基とした歴史文化の特徴を加えております。

内容としましてはですね、トピックだけ読ませてもらいますと、信仰を集めた藤沢の寺社、武士と信仰、信仰と旅、信仰と伝承、信仰と祭りの5つを記載しております。

4つ目は特に変更はないです。

5つ目の方はタイトルを変更しております、より分かりやすさといったところに重点を置いた表現に変更をしております。

以上が序章から第3章まで前回から細かい修正が入っていたんですが、そのほかのちょっと細かい部分はちょっと割愛させていただきますのでご了承ください。続いて第4章から第8章につきまして、説明をさせていただきます。

こちらはですね、今回初めて触れるところになります。

まず第4章は、藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・現状を記載しています。

まず第1節はですね、調査に関する取組・状況で、国県市およびその他の機関により行われた藤沢郷土資源の把握調査について記載をしています。

ここでいう把握調査についてはまだ把握をしていない文化財の情報を把握す

るための、いわゆる悉皆調査、そういったものになっています。

続いて第2節、保存・活用に関する取組・現状ということで基本的には藤沢市の方へ行っている事業について、指定・登録の推進、指定文化財の保存・整備、補助金制度の活用、藤沢郷土資源の普及・活用、郷土文化の推進、建造物の活用、収蔵庫の維持管理と収蔵品の整理保管という7つを記載しております。

続いて3節の方ですね、保存・活用推進体制に関する取組・現状ということで、こちらの方はですね藤沢市以外の団体の方との連携について、市民等との連携、文化財保護推進員制度の運営、地名講演会の開催、藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会の運営、この4つを記載しております。

続いて5章、藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像とそれを実現するための3つの基本目標を設定し、基本目標を達成する上での課題というものを提示しております。

まず将来像についてはですね、「藤沢郷土資源を未来へ～藤沢郷土資源をつないで人がつながるまち～」と設定をしまして、将来像にこめた思いについて記載をしています。

第2節の基本目標、これは3つ設定をしています。

まず1つ目が「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」、こちらは調査ですとか、情報発信にちなんだ目標を設定しています。

2つ目が「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」で、保存に主眼を置いたものになります。

3つ目が、「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」こちらが活用に主眼を置いたものになっています。

第3節の方ですね、これらの基本目標に対する現状の課題ですね、それぞれを読み上げますと、まず「しる」についての課題はですね、現状把握が必要、把握調査が不十分、収蔵資料の整理が不十分、情報発信の強化が必要の4個、「まもる」についての課題が、藤沢郷土資源を適切に管理し滅失を防ぐことが必要、維持管理に係る所有者の負担が大きい、収蔵環境の整備が必要、防犯・防災体制の強化と拡充が必要、藤沢郷土資源を継承する担い手の不足の5つで、「いかす」に関する課題が、適切な展示環境の整備が必要、歴史的建造物の適切な活用が必要、藤沢郷土資源を活用したにぎわいの創出が不十分、の4つを挙げております。以上が第5章になります。

続きまして、第6章の方ではですね、第5章の方で提示をした課題に基づいて、方針と取組を記載しております。

まず第2節、藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針ですね、前章で挙げました課題13個に対して1つずつ13個の方針を設定しております。

方針の方は、取組の方で1つずつ見ていきますので、ちょっとここでは割愛させていただきます。

次に取組の考え方と重点的な取組、実行する取組の内容ですとか、記載の内容の説明をしております。

重点取組というものについては、緊急性の高いものと、あとは戦略的に取り組むべきもののどちらかの条件に当てはまるものについて、重点取組として設定をしていきます。

実施主体についてはですね、行政機関、所有者・管理者、市民、関係団体、教育機関等の5つに分類しています。

続きまして、第3節の方で先ほどの保存活用に関する取組を記載しております。

まず、「しる」、方針の1、現状を把握するに対して、3つの取組を設定しております。

1つ目が継続的な現地調査の実施、2つ目が所有者等へのアンケート調査の実施、3つ目は市内遺跡発掘調査の実施です。

方針の2についてはですね、把握調査を推進するこれに対して2つの取組を設定しています。

1つ目が把握調査の手法を検討する、2つ目が文化財調査報告書の作成となっております。

方針の3つ目が収蔵資料の整理を推進するで、取組は2つ設定しております、継続的な資料整理とデータベースの構築というふうに設定をしております。

4つ目の方針が、歴史や郷土資源に関する情報発信を強化する、これに対して7つの取組を設定しています。

1つ目がホームページの充実、2つ目がSNSでの情報発信の強化、3つ目は広報ふじさわを活用した情報発信、4つ目が文化財フォーラムの開催、5つ目が、説明板やマップ等の整備、6つ目が、講座・講演会等の開催、7つ目が遺跡発掘調査説明会の開催です。

基本的にこれらの取組には、現在も郷土歴史課の方で行っている取り組みも含まれておりまして、それにプラスして今後やって行く見込みのものとかをですね、列挙しているというふうになっております。

続いてですね、「まもる」に関する取組について、まず方針の5つ目、保護・管理を推進する、これに対する取組が4つ、指定・登録の推進、維持管理の推進、相談体制の構築、文化財保護事務の適切な実施を設定しています。

6つ目の方針が、所有者の負担軽減を図る、でこれに対する取組が4つ、藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金の継続的な交付、藤沢市指定重要文化

財等修理等交付金の継続的な交付、国・県等に関する助成制度の活用、新たな支援策の検討を設定しています。

7つ目の方針が、収蔵庫を整理する。こちらの取組は新たな収蔵庫に関する整備の検討としています。

続いて、8つ目の方針、防犯・防災体制を強化するについての取組は、防火・防災ガイドラインの作成、所有者等へ向けた研修会の検討、災害発生時の体制の構築です。

9つ目の方針が新たな担い手を育成するで、8つの取組を設定しています。無形民俗文化財の活動支援、小学校での出前授業の実施、学習指導要領に沿った教材政策の検討、教職員に向けた研修会の実施、文化財考古推進員の機能強化、ボランティアの育成、市民団体との協働、地域に根差した講座の開催となっています。

続いて、「いかす」に関する取組として、方針10、まず適切な展示環境を整備する。これに対する取り組みが新収蔵庫に対する展示機能の付加の検討、適切な展示環境の確保です。

続いて、方針11、所蔵資料の適切な活用を推進する、これに対する取組が所蔵資料を活用した展示の実施となっています。

続いて、方針の12ですね。歴史的建造物の適切な活用を推進する、3つの取組を設定しています。歴史的建造物の活用、保存活用計画の作成支援、歴史的建造物の効果的な活用方法の検討となっています。

最後方針の13ですね。藤沢郷土資源を活用したにぎわいを創出するで、藤沢市ふじさわ宿交流館の運営、文化財ハイキングコースの活用検討、観光誘客の強化、史跡の整備、近隣自治体との連携強化となっております。

以上13個の方針に対する取り組みを設定しておりますのが、第6章となっております。

なおですね、ここに記載しております内容についてはですね、郷土歴史課の方が主体になっているもののみとなっておりますので、今後庁内の他課などの取組も記載していく予定となっております。

続きまして第7章ふじさわ歴史ストーリーにつきまして、いわゆる関連文化財群に相当するんですが、これを設定しております。

関連文化財群というものはですね、名称の設定が自由となっておりますので、関連文化財群ではなく、より親しみやすい名前というものを意識しましてこのふじさわ歴史ストーリーという名称を設定しております。

また、このふじさわ歴史ストーリー、関連文化財群というのが、取り上げる背景によって無数に設定が可能となっておりますが、今回につきましては、取組の実行可能性などの面から、4つのストーリーを設定しております。

それぞれですねストーリーと関連する藤沢市の課題と方針そして取り組みを記載しております。

まず1つ目のストーリーが武士をテーマに大庭御厨や大庭城とかですね藤沢郷土資源を関連づけた、藤沢を駆け抜けた武士たち～大庭御厨・大庭城～というストーリーになっています。

内容については、トピックだけ見ますと、鎌倉党と藤沢、大庭御厨の領域、武士にまつわる地名と伝承、扇谷上杉氏と大庭城、伝承の中の大庭城の5つの側面を挙げています。

ページをめくっていただくと、課題と方針といたしまして、大庭城跡や武士にゆかりのある藤沢郷土資源について、魅力が十分に認知されていない、大庭城跡についての適切な評価を進めるため、追加の調査を行う必要がある、大庭城跡の魅力を十分に活かすため、史跡としての整備を検討していく必要がある、という3つの課題を挙げて、方針として、大庭城跡や武士にゆかりのある藤沢郷土資源についての情報発信を強化し、認知度を上げていく、大庭城跡の史跡整備を見据え、調査の実施や説明板の更新・整備等を検討していくの2つを挙げています。

取り組みとしてはですね、こちらは基本的には第6章の方に挙げた取組の中で関連するものを掲載していますが、継続的な現地調査の実施、SNSでの情報発信の強化、説明板やマップ等の整備、講座・講演会等の開催、観光誘客の強化、史跡の整備、近隣自治体との連携強化、以上を関連する取組として挙げています。

2つ目のストーリーは、江の島をテーマにしまして、江の島の様々な側面を物語る、信仰と観光の島～江の島～というストーリーになります。

これの内容についてはですね、江の島の自然、江の島と伝説、江の島と武士、江の島と観光、江の島の民俗、江の島と外国人、江の島と開発の7つの側面を示しています。

ページをめくっていただいて64ページです。課題については、観光地としての側面が強調され、江の島の持つ歴史的・文化的な魅力が十分に認知されていない、観光開発が優先され、藤沢郷土資源の持つ価値が損なわれないようにする必要がある、多くの観光客が訪れるため、藤沢郷土資源に悪影響を及ぼしている可能性があるという3つを挙げまして、方針については、江の島の持つ歴史的・文化的な魅力についての情報発信を強化し、認知度を高める、藤沢郷土資源の持つ魅力や価値が損なわれないよう、様々な取り組みを進めていくの2つを挙げています。

取り組みについては、継続的な現地調査の実施、SNSでの情報発信の強化、説明板やマップ等の整備、講座・講演会の開催、維持管理の推進、観光誘客の強

化、近隣自治体との連携強化の7つを挙げています。

3つ目のストーリーはですね藤沢宿をテーマに、旧藤沢宿地域に点在する藤沢郷土資源を関連付けた、旅人と商人でにぎわうまち～藤沢宿～、というストーリーになっております。

内容につきましてはですね、宿場が置かれる前の藤沢、藤沢宿のにぎわい、藤沢宿と伝説、宿場から商人の町へ、藤沢宿の街並みという5つの側面を掲載します。

課題につきましては、かつての藤沢宿の様子を今に伝える藤沢郷土資源が少なく、魅力が十分に認知されていない、藤沢宿に関連する藤沢郷土資源が点在しているため、一体的な活用を行いづらい環境にある、歴史的建造物を活用した観光誘客が十分に行われていないという3つを挙げまして、方針として、旧藤沢宿地域に点在する藤沢郷土資源の魅力についての情報発信を強化し、認知度を高めていく、点在する藤沢郷土資源の一体的な活用を目指し、マップ等の整備を検討する、歴史的建造物を活用した誘客を進めていくため、調査や整備を進めていくの3つを挙げています。

取り組みについては、継続的な現地調査の実施、SNSでの情報発信の強化、説明板やマップ等の整備、講座・講演会の開催、保存活用計画の作成支援、歴史的建造物の効果的な活用方法の検討、観光誘客の強化、近隣自治体との連携強化の8つを挙げています。

最後の4つ目のストーリーはですね、日々の営みというところをテーマにしまして、藤沢郷土資源を関連づけた、日々の営みと人々の祈りというストーリーになっています。

内容については、日々の営みの中で生み出されたもの、信仰と祭りの2つの側面を掲載しています。

課題についてですね、各地で行われる祭礼・行事等の現状を把握していない、祭礼・行事等が持つ本来の意味が伝承されず、薄れつつある、高齢化や関係の希薄化等から、祭礼・行事等への参加者が減少し、担い手が不足しているの3つを挙げまして、方針として、祭礼・行事等について、関連する生業や信仰などとあわせてわかりやすく伝える、祭礼・行事等の現状を把握し、継承する団体を支援することで、後世へとつなげていくの2つを挙げています。

取り組みとしてはですね、継続的な現地調査の実施、SNSでの情報発信の強化、無形民俗文化財の活動支援、近隣自治体との連携強化の4つを挙げています。以上が第7章の内容となります。

最後、第8章について、この地域計画を推進していくための体制について記載をしております。

まず第1章、体制整備の方針について、自治体だけでなく様々な人との連携が

	必要であるということについて記載をしています。 それを受けまして第2節の方では各自治体の役割について記載をしています。 第3節ではですね計画の評価と進行管理の方法について記載をしています。 その中でできます、仮称藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会というのが、現在設置をしております藤沢市文化財保存活用計画策定協議会の解散後に改めて設置する予定の取り組みとなっております。 以上が報告の内容について説明させていただきました。
委員長	ありがとうございます。ただいまご説明がありました藤沢市文化財保存活用地域計画の本文ということで、何かまずお気づきのことがあればご発言をいただければというふうに思いますけれども。 1章から3章までは既にこの前回の委員会で、委員の方々にお目を通していただいているんですが、それも含めてお願いします。 あの全体に当たるようなところもあるかもしれませんので、いかがでございましょうか。かなり大変な作業だったと思いますけれども、いろいろ今ご説明のあったことがら、特に取り組みとか方針・課題というのは今後のこの計画の大事な部分にもなるかと思えますけれどもその辺についてのご意見を伺いたいと思います。 それとそうですね、非常に良かったのはですね、良かったっていうのも変なんですけれど、この計画は何年間で一応終了するので、その後新しくまた計画を作るチャンスがあるはずなんですけれども、多分そういう取り組みをこれからなさると思いますけれどもつまり、将来に向けてもう少しテーマを広げたり、いろんな材料が揃ってくる段階で、新しくテーマ設定なりが多分できてるんだろうというふうに思います。その辺の将来的な展望というようなことも含めてですね、何かご意見とか、お考えがあればお知らせいただければというふうに思います。
委員	教えていただきたいのですが、この保存活用地域計画というのは、委員長が何年かでまた更新していくとおっしゃったのですが、割と抽象的な表現があります。これは最初ですから極めて基本的な方向性を示したものという風に私はとらえています。非常によくできていると思います。 これを元にもう少し詳細な具体的な計画、例えば、収納資料全体量がどのぐらいあって、何年間で何件ぐらいでというような具体的なものがこれからできていくと嬉しいです。
事務局	はい。ありがとうございます。 まずこの地域計画の計画期間なんですが、4ページをご覧ください。 今ご覧いただいた文章案の4ページに、第3節で計画期間というものの記載がありまして現在のところですね、この地域計画の計画期間としては令和8年度

から令和15年度までの8年間という形で計画期間を考えております。
今おっしゃったようにこの計画期間が終了しましたら、第2期の更新に向けて作業していくと、そういった形になります。

またですね、おっしゃっていた具体的な目標なんですけれども、こちらは文章案の78ページ、3番計画の評価と進行管理というところで、今おっしゃった指標とか目標値っていうのはこちらで定めているような形になります。

具体的に全ての取組に対して指標とか目標値を設定するものではなくてですね、あくまで抜粋した形で、それぞれ指標ですとか目標値を設定しているというような形になってます。

委員 はい、わかりました。ちょっと私の方が見落としていました。そこまできちんと記されているのであれば十分だと思います。藤沢の郷土資源についても、分かりやすく表記されていて大変良いと思います。

委員長 どうですか、何かお気づきのことございますか。

委員 個別的な部分でちょっとわかりにくいところがあって、後ほど。

委員 よろしいですか、前回のときにも申し上げたんですが、モーガン邸についてはぜひ触れてほしい、今回の文面では一切触れられていないんですが、モーガン邸に関してはやはり藤沢市の文化財の歴史の中で、画期的なところなんですね。市民団体がモーガンという建築家の自宅が藤沢市大鋸にあるというところを発見したことが始まりでした。モーガンと建築家は、東京の丸ビルの工事でアメリカからやってきたのですが、日本のことがすごく気に入って、その後、日本女性と結婚して定住した方です。藤沢の大鋸の非常に眺望の良いところに自邸を建築されたのですが、最終的に横井さん（ホテルニュージャパン）の別荘として競売にかけられる頃にモーガン自邸だったことが明らかとなり、それをなんとか残していきたいという運動に発展しました。当初は日本ナショナルトラストが土地建物を取得すべく募金運動を展開しましたが、取得額に至らなかった中で、藤沢市さん（みどりの協会）と日本ナショナルトラストとモーガン邸を守る会の連携によって土地・建物を取得しました。そして市民と行政と日本ナショナルトラストとの連携によって、これからその建物をどう生かしていくかっていう矢先に、母屋が不審火で焼かれて、そのあとまだ付属棟が残ってるからそこを何とかしよう、という話をしてるところで、もう一度不審火で燃えるという、非常に不審かつ不幸な事件に見舞われました。

その後、日本ナショナルトラストから横浜ヘリテイジがモーガン邸関連事業を引き継いで、モーガン邸を守る会とともに藤沢市とともに今後のモーガン邸のあり方、日本有数の外国人建築家自邸である土地と建築遺構をどう生かしていくか相談している最中です。課題はあると思いますが、建築自体は主要部分が2度の不審火のダメージで壊されてしまっているんで、建築そのものを単

純に評価できない課題はあります。ただし日本を代表する近代建築科であるモーガン邸を史跡的に活かしていく道はあるはずです。藤沢市の文化遺産の登録の歴史の中でも、郷土歴史課さんだけでなく、市全体で歴史文化を関連付けて活かしていく取り組みは重要です。一時は、スポーツセンターの中の建物(グリーンハウス)とモーガン邸と横浜市俣野別邸を一体的な連携活用が検討されたこともあったと記憶しています。

前回の様々な歴史資産のキーワードの中にも、「モーガン邸」は結構な大きさで出ていたので、それに注意して欲しい点が一点。

それと大鋸といいますと、地名のところの資料には載っていましたが、大鋸と森家の文書は建築史的(近世文化史的)に極めて重要な文書です。北条家が小田原城ほかの造営の際に森さんの持っておられた「大鋸(オガ、ダイギリ)」という、特殊な縦引鋸(大きな特別なもので、なかなか手に入らない貴重な道具)を借用しているそうです。大鋸という道具の出現により、様々な種類の木目が揃っていない硬い木、樺・塩地・栗など、挽割って製材できなかった広葉樹系のものが建築材として豊富に使えるようになった。この重要な歴史的事実が地名として残っていることは、すごく重要なことです。そういったことを大鋸という地名とともに伝えて、近代建築史上の重要な土地(モーガン邸)にも重なっていることを語っていくことは、まさに地域文化財を考える本質で、そういった姿勢を示しながら、郷土資産の考え方を広めていただけるとありがたいです。

全体的に今日見せていただいて、やはりずいぶん苦労されて上手にまとめられているというのは、敬意を表したいと思います。

今後、先ほどお話ありましたように、とりあえず郷土歴史課で調べてまとめたものをもとに、市民の方からの情報提供(我々の地区ではこんな活動をしている)を取り上げてもらって具体性が立体的になっていくといいなと思います。例えばさきほどのモーガン邸の場合、基本的資料は市民団体の自主調査の中で生まれました。したがって国県町による調査は情報源の基本ですが、民間の調査実績にも留意する必要があります。モーガン邸調査報告書だけでなく、確かこの委員会の委員長を長く務められた寺田先生が主宰されていた湘南考古学研究会?でも考古学調査成果を発表されていたはずなので、そうした成果も取り入れていく(郷土歴史課さんだけまとめるのは大変だと思うので)と、ますます綺麗にまとめが作られるかな、なんて思いました。

委員

あまりに資料が膨大なんで、自宅でもちらっと目を通したんですけども、よくできてるいなと思いました。一番興味があったのは、藤沢市歴史ストーリーとその構成要素、大庭城と江の島と藤沢宿を取り上げて最後に、日々の営みと人々の祈りというところでまとめられているこういうまとめ方が市民にと

って非常にわかりやすい藤沢の歴史の特徴な部分だろうなと思います。
ちょっと妙なことをお聞きしますが、大庭城、江の島、藤沢宿と並べたときに、なぜ大庭城が一番に来るのか。特に理由がなければそれでいいのですが、江の島の方がにぎわいやら歴史やら文化財の中身はたくさんあるんだけど、あえて大庭城を1番にしたっていうのは何かもしかして理由があるのかなとお聞きしたいのと、江の島の部分で私、天然記念物担当ということで、江の島の自然っていう部分の産業の説明の部分なのですが、ここは陸繋島であり、海食崖や波食台、岩屋の海食洞などのいわゆる地形や地層のこのみ書いてあるんですけども、江の島の自然のもう1つとしては、やはり、寺社林、いわゆる自然林が残ってる貴重な場所であると。これは寺社林としては藤沢宿の常光寺さんとか、臺谷戸の森とか残ってますけれども、江の島もそれに引けを取らない自然林の豊富さだと思いますので、むしろそれをちゃんと残していったほうがいいという意味で樹林のことはぜひ書いていただきたいなと思いました。

それから(4)のさっき言った日々の営みと人々の祈りの部分なのですが、これはもうこう書いたのかなと思うんですが、概要の最初の部分の下6行が、信仰と祭っていう、その次の次の上6行と全く同じことが書いてあるんですけどもこれはこのままでよろしいのですか。何かコピーの消し忘れとかそんなではないですか。その3点です。

事務局

ありがとうございます。まず順番についてなのですが、実は、58ページの1番最初のところに概念図が書いてあるんですけども、この藤沢歴史ストーリーが第3章の方ですね、歴史文化の特徴から導き出すっていうような流れになっておりますので、その順番として、1番最初に来るのが台地と丘陵というところになりますので、それに付随する大庭城っていうところで大庭城が1番最初に来ているというふうな流れになっています。

この概念図の順番でですね、藤沢歴史ストーリーの順番を並べているというようになっています。

江の島の自然については、確かに地形の部分しか記載がないのでちょっとそこは記載を加えたいと思います。

事務局

(4)日々の営みと人々の祈り、こちらの概要とその本文の記載について、一部が重複しているため誤りではないかという指摘についてですが、結論としては間違っておりません。

藤沢歴史ストーリーについて、概要と本文を両方とも記載をしていくのか、それとも本文だけの記載にするのかというところは、今後文化庁と協議を進めていく中で整理をしていきます。そうした中で今概要と本文が両方載っているという状態です。

それから、「■信仰と祭り」の記載について、前半部分が一般的なお話として、

	後半部分が具体的な例示として書かせていただいております。そういったところから、本文一般的な話と、例示を合わせて書かせていただいているところ、概要の方では一般的な話のみ書いているところです。
	なお、その前半の部分になりますが、「■日々の営みの中で生み出されたもの」についても同様の構成としており、本文では最初の段落が一般的な話、二段落目が例示となっておりますので、概要の方では一段落目のみ記載しております。
委員長 委員	よろしゅうございますか。いかがですか。 すごくよくできているなと思って、章立てなんかもこういうふうにやっていくのだろうなというふうには思うのですが、さっき同じようにお話がありましたけれども、これ具体的にこれから中身を詰めていく作業があって、さらにこの計画の中の章の中の一つ一つの項目も煮詰めていくということなんでしょう。多分専門の先生方が入ってやってるので問題はないと思うんだけど、この文章の書き方を見てると、発掘をして出土したものがでていきますという言い方だけで終わってしまっている。今後さらに中身を詰めていくということなんでしょうけれども、考古学は出てきたものからその時代の歴史を解明していくという作業が大事です。例えば旧石器時代があって、縄文時代があって、弥生時代があって、奈良平安時代があって、それなりに藤沢で特徴的な遺物はこういうものが出てますよってということは、書いてあるんですけども、そのものが藤沢の歴史の中でどういう位置づけがあるのかという記載が大事です。物があるという事実だけを述べているだけでは、物足りないという気がします。
事務局	はい。ありがとうございます。第1章の歴史的背景のところの記載でよろしいですかね。 なかなか文章量として詳しく書くところが難しいところになってまして、大まかな歴史の流れっていうのをこの章では記載するようにというような指針がございまして、ちょっと2、3ページ実際には6ページくらいだったんですけど、これくらいでまとめるっていうところで、とりあえずこういう時期から人がいて、こういうものを活用してというところだけを絞って今対応しているところになっています。 ちょっと詳しい内容っていうのが、なかなかいろいろ書くのが難しいので、そういった部分については取り組みの中の情報発信の強化とか、魅力とかそういったところを発信していければというふうに考えています。 出てきたものから、その時代はどのような時代であったのかということを反映させないと、一般の人たちは出てきたものを承知するだけで終わってしまう。これでは藤沢の歴史全体が曖昧というか、ぼやっとしたものしか出てこないから、その辺少し力を入れて欲しいなという感想です。
事務局	今、職員からも少し説明をさせていただいたところですけども、歴史的背景

	につきましては、コンパクトに書くように、文化庁から指示を受けております。私たち郷土歴史課のような学芸員が書くと、どうしてもこの部分が長くなりがちだそうです。 事実として歴史的背景を述べることも大切ですが、どうしても書きたい、言いたいという思いが出てしまうそうです。そのような理由から、文化庁から特に歴史的背景は長くないようにと指示を受けております。 それから、少々ご質問からは逸れてしまいましたが、今後この計画をどのように検討していくかという点について、先ほどから委員の皆様にお話いただいておりますので、ご説明させていただきます。この地域計画につきましては、来年の令和8年度7月の文化庁認定を目指している取組となります。したがって、計画の文書案を今年度中に固める必要があります。さらに申し上げますと、10月頃には固めたものを12月の市議会で諮らせていただきます。その後、パブリックコメントの募集を行い、市民の方からいただいた色々なご意見を踏まえ、修正した計画を2026年2月の市議会に諮り、最終的な報告とさせていただきます。予定です。
委員長	歴史的背景、簡潔にまとめろということなんでしょうけど、なんかちょっと物足りない気がします。読んでいて、ご苦労されてるんだろかなと思いますけど。
委員	今、委員長言った歴史的背景の場合は、先史時代から現在までのエポックを書いていくのだろかなと思うんだけど、私が言ってるのは、古い時代であるほど、当時の環境に非常に影響した生活が営まれるということなんですね。旧石器時代なんかだと、海面で言えば現在より40m以上も下がっていた状態ですよ。それからだんだん温かくなるに伴って、縄文時代は海面が上昇し、貝塚が生まれてくるということなんですね。いわゆる当時の気候・地形環境と非常にかかわって文化が展開していくのだけれども、そういうことについて説明しないと、藤沢歴史と文化を育んだ地理的背景とのつき合わせが必要かなという気がします。起こった事件、事象だけを取り上げるだけだと、何か藤沢市としてのポップが弱いのではないかなという気がします。もう少し肉付けが必要なんじゃないかなという気がして、感想を言ってたんですけどね。
委員長	その辺はどうですかね。字数制限もきつとあるんじゃないかなと思うのですが、なんかそういう要素が入れられるのかどうか。
事務局	私は考古の専門ではございませんので、正直申し上げて細かいところまでは存じ上げておりません。 ただし、藤沢らしさ、藤沢の特徴として述べているところというのは、先ほどお話をさせていただいたところからすると別の項目になりまして、33ページをご覧くださいませでしょうか。 3章に「藤沢市の歴史文化の特徴」という項目がございます。

	先ほどの歴史的背景とは別に、歴史文化の特徴を語る場所をここに設けてございます。 私たちにテーマを1～5に分け、そのテーマごとに歴史文化の特徴として藤沢らしさを書かせていただいたという次第です。 この歴史文化の特徴について、記載をもう少しこういうふうにした方がいいのではないかとか、ここは間違っているから直した方がいいとか、そういったご意見をぜひいただきたいと思います。
委員長	多少加筆というか、この辺を少しこのように直した方がいいんじゃないとか、相応しい表現とか、ご専門の立場の委員の方からご意見申し上げてよろしいんでしょうかね。おそらく字数がかなり制限されてるんじゃないかと。なんかこれ、コンパクトにまとめられるよう、そういう方針があるんでしょうから、かなり何か切り詰めて書いてあるような気はしますよね。
委員	ですから、41ページのところのその他のところに市民が作成した記録というような項目を作っていて、モーガン邸の価値が市民の調査に周知されることになり、その発見からよって当然残りましたという実績は示してほしいです。その成果としてモーガン邸は保存の展望が開けた。しかし文化財として具体的な保存活用手法の検討中に不審火に2度も見舞われて損傷を受けているので、現在扱いについては検討中、のような項目をぜひ入れていただきたい。そして市民グループが出している資料情報を積極的に利用して市民資産候補に取り上げていただきたいと思います。それと、序章のところにおいてそのこと（市民とともに地域の資産を幅広く再発見して、今後これらをどのように活かして伝えていくかを一緒に考えていきたいという姿勢）をできるだけわかりやすく、この部分を読んだだけで市民の人が、「藤沢市さんが頑張って計画を立てている」ことをわかりやすく伝えて欲しいです。 2段落目の「しかし文化財を取り巻く現状とても厳しく、様々な課題・・・」の部分、まず金がないということ言ってるのは直截的で結構なんですけれども、そういうことではないと思うんですよ。 まず、歴史的なものを持ってる人たちが（その維持継承について）どこに相談していいかわからないという状況がある、という課題が2018年文化財保護法の地域計画提案の根底にあります。相談する窓口をどこに行ったらいいのか、文化財じゃないと相談できないのか。そうじゃなくて、地域総がかりという意味は、誰でも持ってるいいものは、市に相談して、その中でまとめて考えていける体制、非文化財であっても地域の歴史資産として認識され、そのリスト作成や存続手法検討には国から支援を受けたり、その保存活用計画の一部を実行するところに助成が出せたりできる、ということが重要です。藤沢市の文化財とか県の文化財、国の文化財になってないものでも、皆さんと一緒に考え

ていって何とかするための基礎的リスト作成、どういう取り組みができるようにしましたっていう具体性、そこを判り易く表記して利用を増やすことが大事です。立派な冊子だけつくって、具体的な連携は広がらなかったでは残念です。藤沢の場合は、やはり一番何ていうか、まず失敗から学ぶという視点も重要だと思います。国の名勝だった江の島が 1964 年の東京オリンピックのときに県指定に格下げになっています。その事実も今後の糧になるはずなのでちゃんと書かなきゃまずいと思うんですね。何でそんなことが起こっちゃうの。それはやっぱり都市における文化財維持継承の難しいところだと思うんですよ。国家的イベントのオリンピック開催による開発圧力に対して、文化財がどこまで頑張れたのか。直截的に言ってしまうとそういうことだと思います。そういうところの反省に立って知るっていうことはすごく重要だと思います。知ることで、**「江の島の価値はそんなんで（県指定格下げで）いいんですか」**っていう反対運動が大きく広がらなかったところに問題（価値の周知不足）があって、そういうことが 2 度と起こらないように、今度の文化財保存活用地域計画で多くの人たちに**「あなたたちの周りにはこれだけいいものがありますよ」**っていう、市では全部抱えきれないけれど相談に乗って**「どうしましょう」**って一緒に考える土壌ができるというのは所有者にとってはありがたいことで、そこで何か知恵を出しあって、何か行動する（最近クラウドファンディングによる維持修理負担金の工面も様々な事例がふえている）きっかけにもなるはずです。

市ばかりじゃない方法をね、みんなで考えましょうっていうような、そこまで具体的に書けないかもしれないけど、そういうきっかけが文化財保護法の改正の中でできるようになった。藤沢市の方もいろいろあって大変な時期があって、モーガン邸もせつかく国の重文になるっていう話まで行ったところで、今足踏みしちゃってるっていう状況ですね。

ただそれであきらめちゃだめで、みんなで考えていこうということをあきらめないで欲しいです。資料の後ろの 74 ページに、それぞれの部局の皆さんが明記されていて、報告書作成過程において関係部局との連携とか情報共有されている点は期待が持てます。以前から問題になってきた**「郷土歴史課だけで大事だ、大事だって言っても全市的に広がらないと効果が薄い」**という課題解決に、この計画作成は有効で、それぞれの部門に対して文化財部局スタッフの方がこういうことをやってるんだっていうことを知っていただける、そういう意味で、まさに地域総ぐるみというのは、その組織の中でも認知を受けていくっていう意味で、基本計画だということなんです。これをしっかりと有効に使えるように、そのためには市民の人がちょっと読んでも、**「こういうことか」**ってわかることで、この序章のところをもうちょっと噛み砕いていくっていう

委員長

ところが重要だと思うんです。

だからこのところにどっちも我々はそういう意味で地域資源という意味を捉えて皆さんと一緒に考えてきたことを藤沢市で考えましたみたいな最初ということは、必要かなと思います。

あの序章の部分は結構私も大事な部分だなというふうには思ってるんですね。この間ちょっとお話したかもしれませんがやっぱり、どこかで反省っていうか今までやってきたことができなかった、なぜできなかったのかいろいろあると思うんですけれども、よく言われるのは高度成長期に、日本国土がずいぶんを壊されていくっていうかね、破壊される。道路が作られたり、そういう現代的な需要によって、結構遺跡なんかがすごく壊されたんですよ。ああいうものって文化財行政の中で、やっぱり負の遺産になってるんじゃないかと思うんですよ。だからそういうものを表現するかわかりませんが、片一方では守ってきたんだけど、現在文化財がこれだけあるんだけど、未指定文化財もたくさんあったり、過去に複数破壊されてしまったものも数々あると、そういうものをこれから伝えていくんだと、そういう経験を踏まえて、次の時代に向かいたいというような意思、ここは非常に大事なような気がするんですよ。もちろんですから課題としてお金もありますよ。

もちろん一番大事なこともかもしれませんが、そういう現代的な課題というのか、過去の課題から現在の課題へっていうか、そんなものがちょっと入ってくると非常にいいかなっていう気はしますけどね。だから今やるんですよ、なぜやるのか、なぜ今やるの、それかをこれもちろん触れられてるんですけれども、ちょっとキーワードとしてやっぱり少子化とか、高齢化とかもちろんコロナ問題もあるんだけど、そういう本当の担い手が少子化によって、次に伝えられなくなる、そういう危惧が非常にあるんだっていう、その社会情勢っていうかなそういうのをやっぱりもっと書くべきじゃないのかなという気がするんですよ。

この部分はもう少し上手く加筆してもいいような気がします。委員がおっしゃったようなことも含めてね。他の自治体はどういうふうな括りで作ってるかわかりませんが、藤沢らしさを一つ出すところかなというふうには思いますけどね。

ちょっと細かいところというか歴史的な背景っていうのもちょっともう少し練った方がいいようなところもあるような気がします。

委員

多分これは保存活用地域計画だからやっぱり主体は第4章以降に重きを多分置くんだらうなという気はしてるんですよ。ですから歴史的背景のところとか、その前段の部分にあんまりスペースは取りたくないっていう気持ちはすごくよくわかるんですよ。ただ、第4章を書くにあたっては、その前提となる

歴史的背景っていうのを踏まえて書かないといけないわけで、今委員長が言ったように、いわゆる高度成長の遺産の中で開発があって、開発されるからその算出するものをその中で保存して、そして活用するにはどうしたらいいかっていう、そういう文化財行政が非常に苦しんだ時期があったわけですね。そういう部分については、確かにきちっと反省というか総括する必要があるわけで、まず総括をしておいて、そして今度はだから将来に向かつてはこういう形でもって文化財を保存して活用していくんだっていうそういうことだと思うんですけども。

ですからその過去の負という言い方あんまり好きじゃないけれども、反省に立った部分についても、やっぱり何らかの形をもって、簡単に総括しておく必要があると思うのですね。それで、そういう中で藤沢市の中で散逸したのがありますと。そして残っているものはこういうものがありますと。残っているものについてはリサーチしたものを知る限りもう一度拾い集める。

そして今後の保存活用に取り組みについては、第4章以下だと思うのです。何かそういうことを幅広い視野に立ってまとめていかないと、保存活用の具体化は先延ばしになって終わってしまう気がしてならないんです。まだ時間的に余裕があるなら、各先生方がおっしゃったように、いろんな要素をもう少し取り込んで、重厚にしてまとめていった方がいいのではないかなという気がするんですね。私がさっき冒頭言ったように、今までの歴史的なものの事実を拾っていきながら、このものについては、こういうふうにしたいのだというようなことが第4章以下だと思います。その前提の部分をきちっと整理しておかないと、今後の取り組みについても何か弱くなってしまうかなという気がしてならないのすけどね。

委員長

例えば、近世のところ、どうしてもその辺あたりに目がいつちゃうんだけど、例えば、歴史的な背景とすると23ページあたりかな、東海道の宿場町としての藤沢地域の発展というのはやっぱりいっぱいありますけど、その伝馬制度ができて云々っていうのはいいんですけども、そこで何て言うのかな。その制度が人々に重いものでしたと、暗いイメージで書いてあるんだけど、いや確かにそうかもしれません。それは多分、一般的に言われてることかもしれませんけれども、何かこういうね、重いものだから、厳しいものだったとか、そういう言葉使わない方がいいんじゃないかって気がします。非常にその負荷が人々にとって過酷だというようなそういう評価は評論的に書くとそういう表現になるかもしれませんが、あえてその言葉を使う必要ないのではないかという気がします。それよりも、藤沢の歴史的な背景で、近世の宿駅制度や東海道を語る前段となるのは、御殿がありますとかね。家康が関東に入府して以降、すぐに御殿ができますよね。これはこの辺の支配の拠点なんですよ。

つまり藤沢の歴史にとって非常に大切な部分じゃないかと思います。だからそういう言葉を入れてた方がいいのかなっていう気がします。

それから地域村落の様相ってどっかにありましたよね、これも簡単にまとめてありますが、村々は天領、旗本領だけじゃないですよ。一部に大名領が設定される時期もありますから、藤沢の村々の特色を十分に表してない気がします。ちょっと何か物足りないような気がします。

それから藤沢宿のやっぱり特色で助郷を書いてありますが、そういう宿助郷の周辺の村々を藤沢宿が統括していくわけですよ。藤沢宿が、周辺の村々を編入していくわけですよ、それからもう1つキーワードとして寄場組合っていうのがありますよね、それも藤沢宿が親村になって、この辺の中心的な町になるんですよ。その助郷とか寄場組合の村々が藤沢の町制・市制を敷いた時に取り込まれてくるんですよ。その範囲の村々が、藤沢市の近代・現代に繋がる前提としてあったことを見れば、藤沢宿助郷だとか藤沢宿寄場組合ってというのは、重要な背景だと思います。そういうところをちょっと書き込んでおいた方がいいんじゃないかなというような気がしました。

だからちょっとそれぞれの専門の方の目から、見ていただいた方がいいかなと思います。歴史的背景についてここで十分に割けないとはわかりますが、重要なキーワードだけでも残しておいた方がいいかなと思います。

これがやっぱり次の計画の中にも、多分展開していくんじゃないかなという気がするんですよ。

だからなるべくそのキーワードで何か拾えるものは少し拾ってこの歴史的な背景あるいは特色っていうようなものの中に入れておいた方がいいかなと思います。他にございますか。

委員

私も個別的なこういう流れっていうのではなく、全体的な流れを話題にします。どうしてもこういう地域計画とか計画書等は、役所の制限がありますから、表現が固いついていうことは感じていました。ただ、全体の構成はこれで変えることは必要ないだろうと思っています。

そしてこの中で、例えば今目次のところを中心に拝見させていただきますが、特に藤沢市で何か特徴を出すという場合、例えば第5章あたりから「知る、守る、生かす」こういうキーワードを使い始められておられます。この部分についても、基本的な位置付けということでなされておられますから、できればそういうものをもう少し視覚化できるような形で、その章の説明をまとめあたりのところにイラスト等を入れることで、全体の構成がわかりやすく、また、ここで一番主張したい藤沢市が、郷土歴史課が一番主張したいところだと、そういう強調といいましょうか、重点化をすることで、私達の願いとしてはこういうところが一番であり、これからの将来に向けて、やっていきたいんだ、そう

いう部分を出すことによって、担当課からの、この説得性というのが感じられ受け止めてくださる、そのように思います。どうしても、こういう計画書ですと文字が中心になって、堅い印象になるのは致し方ありません。また当然ですが、ここに個別具体的なことはあまり書けないなと思います。

やはり方向性とか狙いとか特に考えておきたいところ、また残しておきたいものとか、モノというとなんまり個別的になってしまうのですが、残しておきたい先祖からのモノや理念とか、考え方など、地域の魅力というような、こういうものを5章、6章あたりで少し山場を作っていた方がいいのではないかなと思います。そしてまた、今度はそれをもとに、市民の方でやってもらいたいこと、また市民に進めていきたいこと、これらがおそらく第7章、藤沢の歴史ストーリー、この言葉も非常に僕は気に入っています。キーワードの1つとして、かぎかつこ等で強調していただろうと思います。この郷土歴史課がこういうイメージを作っていきたいのですよということであれば、この部分を強調して、そしてイメージ化する。そしてそのイメージ化も今度は市民に具体的にやっていただきたいのだと、この狙いをここで強調することで、だからこそ、そういうための基礎データとして私たち郷土歴史課は基本的で歴史的な文化財産、遺産というものをそれだけデータで持ってるんですよ、と強調されてよいと思います。

ここでたくさん拝見させていただいた資料の2・3あたりのデータが別途にあるんだ、ということもこういうところで強調していただけるといいですね。担当課が基礎となるのデータを提供し、市民が中心となってやるべき方向性とその手助けを私たち担当課がするんですよ、と。なんかこんな思いが、メッセージがわかるような、また出せるような、そのぐらいの自由性といいましょうか、市民性があってもいいのではないかな、そんなふうに感じております。

ですから、結論的に言いますと、行政の部門では法令や上級官庁との調整など、役所としてはこれはもうしょうがないかもしれません。でもその中に少し「遊び」を入れていただきたいという思いです。もっと言えば、市民が手に取って、「あ、イラストがある」「あ、市民のキャラクターもあるじゃん」というような感じですね。ちょっと注目をしてもらえるような工夫なども入れさせていただいていいんじゃないかと、それを、失礼な言い方で、今遊びと言ってしまいましたが、この遊びというものは、それは逆に言えば市民から見れば、ゆとりというふうにも感じてくれます。この担当課はいろんなことを言う形で、「私たち市民に語ってくれるんだな」、そんな思いで、この計画書が出来上がると、これ自身が「今までのとは違うよ」っていうふうになっていく、そんな思いがいたします。個別的なことは、それぞれ表現の仕方がありますので、一概には言えないと思うのですが、調整する視点はこれで十分、こんなふうに思い

委員長

ます。

ありがとうございました。いかがでございますか。それからもう一つこの間、協議会の中で出た話がちょっと頭に残っています。市民からいろいろ情報が提供されるようなそういうことは非常にいいんじゃないかっていうようなご意見があったように思います。市民からの情報提供は、様々な情報が届くんだろーと思いますけれども、そういうものの受け皿っていうのは何か用意しておけないのかな。市民からこの文化財に関する情報提供と言いましょか、例えばこの文化財は文化財的価値があるんじゃないかとかね、あるいはまたこれはちょっと間違ってるんじゃないかとか、市民が見た・聞いた文化財に関する情報、諸情報そういうものを何か窓口っていうか、受け皿を作っておけないのかなと思います。市民から情報提供を受けますという姿勢で文化財行政をやって行くのだと、この計画では進めますと表明しておくことが、今後の文化財行政で重要だと思います。情報提供と集積を重ねていくと何か出てくるんじゃないかなと思います。

例えば、この物件を指定したいとか、指定にならずとも保存したいとか、調査してくれとか、あるいはこういう切り口でこういうストーリーができるとかね。

先達て協議会の方からそんな意見が上がったかと思えますけれども。協議会委員の何人からか意見があがっていました。市民からの提案があってもいいんじゃないかみたいな話だったと思えますけれども。

事務局

はいありがとうございます。まさに今おっしゃったように、市民からこういった形で情報を提供してもらおうかっていうところも多分1つの課題だとは思うんです。先ほどもちょっとご説明したんですがこれからその把握調査っていうものをしていく中で、行政が把握していないけれどもその地域の方が把握してるものっていっぱいあると思うんですね。

なので、まさにその把握調査を今後推進していきますよっていう取組の中でそういった形で市民の方から情報提供ですとかそういった仕組みとか受け皿っていうところをちゃんと考えていくっていうところはもちろん必要なところだっていうふうに思います。

加えて委員がおっしゃった件についてですが、この地域計画は行政の計画になってしまうので、堅くなりがちなんですけれども、やはりまず市民の方に、手を取っていただけるようなこの計画を作っていかなければならないと私達も考えてます。何かそういった中でイラストがあったり、あとは取っていただいた中で私達としては何をやって欲しいんだっていうことが一目見てわかるような工夫も必要かなっていうふうにご意見をお伺いして思いましたので、そういったところも含めてもう少し検討していきたいと思ってます。

委員長	何かダイジェスト版みたいなもので情報出していくっていうのかな、市民向けダイジェスト版みたいなものを作ってね。
事務局	今おっしゃったように、この地域計画って大体の市がその認定を受けた後に、地域計画の本編とは別にいわゆる概要版っていうものを作成しています。A3とかで数ページっていうような形で、そこにいわゆる私達が地域計画を作って何をしたいんだ、何が言いたいかっていうのをその概要版でまとめていくっていうことも考えておりますので、この地域計画の本編もそうですし、その概要版についても作っていきたいと思っております。
事務局	受け皿の設置っていうところなんですけれども、前回の協議会などを受けてですね、こちらの文章案の方から若干更新を加えていまして、ページ数は50ページの方針2の、2-1把握調査の手法の検討という部分について、現在までに把握調査が行われていない藤沢郷土資源を対象として、市民と協働して行う把握調査の手法の検討を進めていきます、というような記載を、市民と協働してというようなことで記載を加えておりまして、これをベースにですね、そういった市民の方からの情報提供というところを議論していくっていう体制をですね、作っていければなというふうに思っております。
委員長	それと53ページかな、下の方の表がございまして、あの5-1というところかな、市の独自の新たな登録制度の創設の検討というふうに書いてありますけれども、これは条例改正をするということでしょうね。
事務局	この部分につきましては、実は委員長からアイデアをいただきまして、元々記載がなかったところに加えたという経緯がございます。そうした中で、未指定文化財も含めてどうやって保存して活用していくかというところがこの計画の一番大事なところになってきますので、そのための新しい制度としてこの未指定の藤沢郷土資源について、新たな登録制度の創設を検討していきますということで書かせていただきます。 今後具体的にどういった制度設計をしていくかというところについては、申し訳ございませんが、まだ検討しておりませんので、今後の取組ということにさせていただきます。 したがって、条例を新しく作るとか改正していくとか、そういったところまではまだ検討ができておりません。
委員長	わかりました。多分そこまでいくでしょうね、ここに書いてあるんだから。市の条例では、登録制度が今ないんですよ。この登録制度は結構使えるんじゃないかと思うんですよ、市の登録制度っていうのはぜひ検討していただいた方がいいと思いますね。 また他に何かご意見などがあれば、事務局の方におっしゃっていただいて構わないと思います。今日は時間も潤沢にはない、だいぶ時間も経っておりますの

	で、またご意見があれば事務局の方をお願いしたいと思います。 今委員会で、先生方のご意見が出ましたけれども、どこが反映できるかちょっとわかりませんが、反映できるようご検討していただければと思います。それから今後の作業としてね、今ここでご意見申し上げて、一部訂正したり、加筆したりするところがあるかもしれませんが、これをもって最終稿になるんですか。次のときの会議で何かに改定案が出てきたときに、再び意見を述べる機会は用意できますのか。スケジュール的にはどうなんですか。
事務局	はい、次回 9 月 22 日には修正したこの地域計画をお示しさせていただいて、議会に提出する前としては一旦そこで終わりにになります。その間保護委員会だけではなく、地域計画策定協議会でも諮っていきますし、また文化庁とも調整していきますので、まだまだ計画としては変更していくところがあると思います。この保護委員会に関して申し上げると一旦 9 月 22 日で意見の締め切りとさせていただきたいと思っています。
委員長	それはまたメールなどで皆さんにお示しできますよね。22 日前には。
事務局	はい、もちろんです。資料の分量が大変多くなっておりますので、皆様に会議前のなるべく早いタイミングでお示しをさせていただいた中で、ご意見を賜りたいと思います。
委員長	ということで進めさせていただきたいということでございます。 それでは時間もだいぶ押してきましたので、次の協議事項のイの方に参りましょうか。この地域計画の文化財リストということでございます。これについてはちょっとご説明をまたお願いいたします。
事務局	藤沢市文化財保存活用地域計画に添付する文化財リストについてご説明をさせていただきます。資料につきましてはですね文化財リスト案と書かれているものそちらはですね登録文化財のリストになります。そちらとですね未指定文化財リストについてと記載されてるものが資料になります。 未指定文化財リストについてと書かれている方の資料をご覧ください。こちらはですね地域計画の認定を受けるにあたりまして、未指定文化財の含めた文化財リストを文化庁に提出する必要があります。そちらの資料のですね 1 ページ目には未指定文化財リストを作成する上で参考にした文献の一覧がそちらに記載されております。この記載されている参考文献につきましては、藤沢市史ですとか藤沢市文化財総合調査報告書を中心に、市が刊行した図書、それから市の依頼を受けて刊行した図書というのを挙げております。 2 ページ目をご覧ください。2 ページ目にはですね、未指定文化財リストの掲載基準や考え方っていうのも記載をしております、文化財のカテゴリーごとに基準や考え方っていうものを設けております。 また先ほどですね職員の方からご説明をさせていただいたんですが、そちらの

です。ね記載にある文化的景観より下のカテゴリーのものに関しては、従来のです。ね文化財保護法の分類に当てはまらないものになりますので、独自の分類をして、そちらの方で整理をしていく形になります。

それぞれのです。ね掲載基準を読み上げさせていただきます。

まず建造物に関しましては、藤沢市旧藤沢宿歴史的建造物調査報告書、それから神奈川県が刊行した平成29年度近現代建造物緊急重点調査（建築）実施報告書およびふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載をしております。

次に美術工芸品古文書ですが、こちらも参考文献である歴史をひもとく藤沢の資料をもとに重複文書等を除いて掲載をしています。

次に美術工芸品考古資料ですが、発掘調査を行い報告書が刊行されているものを包蔵地ごとにまとめて掲載をしています。

次に美術工芸品歴史資料ですが、こちらは藤澤浮世絵館の所蔵リストおよびふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載をしております。

有形の民俗文化財につきましては、民具なんです。が、電子博物館のみゆネットふじさわ内の資料分類に合わせてひとくくりというような形で掲載をしています。次に石造物ですが、こちらも藤沢の石仏をもとに掲載をしております。無形の民俗文化財とそれから史跡については、ふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載をしております。

次に名勝地ですが藤沢三大谷戸および文化庁が刊行した近代の庭園・公園等の調査研究報告書に記載のあるものを掲載しています。次に動物・植物・地質鉱物ですが、ふじさわ歴史ストーリーの構成文化財および参考文献記載のものから、個人に帰属しているものを除外しまして、植生場所でまとめて掲載をしております。

次に文化的景観ですが、こちらはふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載をしております。

次にです。ね伝承と民話ですが、こちらも参考文献である藤沢の民話より掲載をしています。

次に地名ですが、こちらも参考文献である藤沢の地名に記載されている小字を全て記載しております。

寺社になりますが、まず神社ですが藤沢市社寺建築物調査報告書に記載のあるもの、または神奈川県神社庁ページに記載があるものを掲載しております。

寺院に関しましては、藤沢市社寺建築物調査報告書に記載のあるものを掲載しています。

最後に包蔵地ですが、こちらはです。ね周知の埋蔵文化財包蔵地を掲載しております。が、神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳より掲載をしているという形になります。

	次に3ページ目なんですが、そちらはですね全体的な件数を表した表になります。最終的にはですね6,015件の未指定文化財をリスト化しております。 4ページ目以降については、実際の未指定文化財を掲載したリストになりましてリストを作成するにあたってはですね、文化財の名称、それから大分類および中分類、また所在地を記載するように文化庁から指導を受けておりまして、所在地についてはですね、判明しているものは記載するようにという指導をあわせて受けております。 こちらのですねリストに関しては、地域計画の本編等にですね掲載するものではなくて、認定申請時に本編と合わせて添付する資料になりますので、地域計画をですね、認定後も公表はしない予定ではいるんですが、こちらのリストの加除修正等につきましては、地域計画の認定後もですね、把握調査ですとか現地調査など、そういった取組を行っていく予定ですので、内部資料としてですね地域計画認定後も適宜更新をしていく予定になっております。 こちらのリストについてはですね本日初めて皆様にご覧いただいたものですから、今後もですね様々な委員の皆様にご意見をいただきながら、足りないものですか、そういったものをですね、このリストに加えていければというふうに考えております。こちらは以上です。
委員長	こちらの文化財リストですね、バックデータとして持っていくということでございましょうけれども、何かご意見ございましょうか。2ページと3ページの関係といいましょうか、掲載の基準がこのものだということはわかったんですけどこれで例えば絵画、こちらの3ページだと絵画が0とか彫刻が0とか、こういう数字っていうのは基準からは出てこない。
事務局	こちらの絵画彫刻工芸品等なんですけれども今回ですね新たな分類として寺社っていうものを設けてます。寺社にある美術工芸品ですとか、それから建造物っていうところも寺社として一括りで、未指定文化財リストに掲載をしているんですね。 なのでそういった関係からですねそういった絵画彫刻工芸品が0件として、挙がってきてしまっているというような現状があります。 こちらに関しては内容を精査した上で再度お示しできればというふうには考えておりますので、0件として挙がってきているっていうのはそういった事情からっていうところが大きいです。
委員長	いや藤沢市には絵画がないのか、彫刻がないのかっていう、なんかちょっと表だけ見ちゃうとね。寺社の方に含まれてるっていう、なんかそういう説明があれば何かわかるけれども、どうなんでしょうかね。
事務局	先日の策定協議会でも同じようなご指摘をいただいておりますので、その辺は改めてこちらでも検討していきます。

委員長 委員	なにかほかにございませんか。 記念物、動植物、地質鉱物とか185あって、学校とかお寺とかの樹木というものしか載ってないのですけれども、これなぜ出てきたのかって、いまいまいわかんないんだけど、藤沢歴史ストーリーの構成文化財および参考文献記載のものからまとめて掲載っていうのは、根拠は何なのでしょう。
事務局	そちらに関してはですね、参考文献である藤沢文化財総合調査報告書に記載されてるものから基本的には引っ張ってきてます。 こちらに関してはですね総合調査報告書で1件1件っていう形で挙がってしまっていて、ちょっと膨大な数が出てきてしまっていたので、場所にくくって掲載をしているっていうところと、個人のお宅にあるものは非掲載しているところというような形で掲載をしています。
委員	もう多分学校だけざっと言って比較的古い学校は載ってるのかなと思うんですけど、もう建て替えやっちゃっている学校などは樹木何も残っていない学校っていうのもあるし、何なのだろうなって思ってますけど。樹木以外の地質鉱物とか動物っていうのは何も記念物としては今のところないんじゃないですか。
事務局	そうですね。あくまでこれ参考文献がちょっと記載的に引っ張ってきているっていうところもあるので、そのあたりはいろいろご意見をいただいて、また加えていきたいというふうに考えてます。
委員長 委員	よろしゅうございましょうか。また何かお気づきのことがあれば。 ちょっと教えてください。指定と文化財リスト案、未指定文化財リスト案とあって、例えば文化財リスト案の方を見ると私がちょっと気にしてたのは考古資料の方については、2ページの中ほどにあって、これはいわゆるものですよ、壺形土器だとか、はじきだとかというようなもので、それで未指定文化財リストを見ると、これは包蔵地だから遺跡ですよ、藤沢市内の遺跡の数というふうにして。神奈川県埋蔵文化財台帳から見ると藤沢市内には355遺跡ありますよと、そういうふうに読めばいいんですか。
事務局	そうですね355件っていう数字については、その周知の埋蔵文化財包蔵地の数になります。今先生おっしゃった考古資料っていうところに関しては、116件というような形で掲載をさせていただいてます。
委員	ものについて116点というのは、これは未指定だから116点って一体なんですか、もっとものだったらもっとたくさん出てきそうなのがするんですけど。要するに何とか遺跡出土遺物一括1点という勘定の仕方をするんですか。
事務局	2ページをちょっとご覧いただきまして、未指定文化財リストについての方の資料の2ページですね、未指定文化財リスト掲載基準っていうものが2ページに記載されているかと思うんですが、そちらの上から3つ目の考古資料なんで

	すが、発掘調査を行って報告書が刊行されているものをその包蔵地ごとにまとめて掲載してますので、先生がおっしゃったように、包蔵地ごとに一括して1点として数えてるっていう形です。
委員	はい、わかりました。
委員長	よろしゅうございますか。いやこれデータ大変ですよ。これだけ作るのは大変だと思う。これからさらにまた増えていくでしょうから。これリストっていうか、出典が限られているからなんでしょうけど、藤沢市史とか文化財の総合調査でも工芸品だとか、絵画とか報告されてますよね。それはさっき言った、何か寺社の中に全部込められちゃってるっていうようなことらしいんですけど。
委員	多分そういうことでしたら未指定文化財リスト件数もこの0のところとかに、記載しておくとかしないと思います。
委員長	そうですね、そういう工夫は必要だと思いますね。藤沢市何もないじゃん、工芸品、美術品が何もないですよという、そんな話になっちゃうっていうか、この表だけ見ちゃうと。これブラッシュアップするでしょうけど、もっともっと増えると思いますけれども。ただ、これ大事だと思いますね、リスト化して、資料を把握することは。
委員	よろしいですか。例えば今の話で伝統的建造物群というのは0っていうのも、「伝統的建造物群に関する具体的調査はやっていません」という意味での0だと思うんですけど、藤沢宿なんかで登録なんか増えてると、それ自体が将来的には伝統的建造物群の可能性につながると思うのですが、そうした可能性や意識がここには出てこないですよ。だからその辺は先ほどのその0の話を含めて、藤沢市としてはどう考えるかみたいなコメントがないと誤解をされるということかなと思いますね。
	他市の資料を見ても「とりあえず伝統的建造物群に相当するものはありません」って書いてあったりしますが、可能性があるのかないのかっていう話に踏み込んでいないのは残念です。その辺が作成者（市）としての姿勢が問われるところもあるので、その辺は文化庁さんと相談されるんですか。
委員長	ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。
委員	県かなんかに出すんですか。このリストは。
事務局	文化庁に出します。認定申請をだすときに一緒に提出します。
委員	一番表の未指定文化財リスト参考文献って中の29番目、藤沢市の自然シリーズですけど、これ全部で8巻あるんですけど、その8巻の中の4巻を参考にしたっていう意味なのですか。
事務局	そうですね。その内の4巻を参考にしてるっていう形ですね。
委員長	はい。よろしゅうございましょうか。また何かご質問があれば、事務局の方

	までお問い合わせいただければというふうに思いますが、先に議題を進めさせていただきます。 報告事項３件ございますけれども、ささら踊りですか。一緒でも構いませんけれども３件まとめてでも結構でございますけれども、ご説明いただけきましようか。
事務局	では報告事項のアの第４７回相模ささら踊り大会についてご説明いたします。資料の方ご覧ください。 こちらのささら踊り大会につきましては、７月９日の水曜日の午後１時半から午後３時半まで秩父宮記念体育館のメインアリーナで実施しました。 この相模ささら踊り大会に関しましては、県内の方で保存会を持っている６市が持ち回りで大会の方を運営しまして、今年に関しましては藤沢市が主催という形で実施をしております。 当日は県内の６市の団体が集まりまして、県の指定無形民俗文化財の相模のささら踊りというのをそれぞれが披露をしております。 今回は藤沢市の方で主催を開催するということで、藤沢市北部、和太鼓のサークルのふれあい太鼓さんの方も特別出演という形で和太鼓の演奏の方をしております。 裏面の方にですね当日の様子の方をちょっと写真の方で掲載させていただいております。 来場者につきましては、出演者、来賓等も含めてですね、一般の方もいらっしゃるんですけども、来場者の方も含めまして大体２４８名、２５０名近い人数の方になりまして多くの方にささら踊りについて周知することができたのではないかなと思っております。説明は以上となります。
委員長	はい。ありがとうございました。 続いて報告事項イの方もいたしましょうか。ワークショップ、ご説明いただけますか。
事務局	それではワークショップについて結果報告をさせていただきます。資料５をご覧ください。カラー刷りのものです。表紙をめくっていただきまして、１ページ目なんですけど、昨年の１２月にはですね文化財に興味のある方を対象にワークショップを開催しましたが、今回のワークショップにつきましてはですね高校生を対象に、文化財の普及啓発および地域計画の実効性を高めることを目的に開催をいたしました。 高校生についてはですね、藤沢市みらい創造財団の事業である高校生リーダースクールの参加者２５人を対象に、９０分ってちょっと限られた時間ではありましたが、実施をいたしました。 次に２ページ目をご覧ください。ワークショップの内容ですが、まずは参加者

にですね江の島ですとか、江の島の文化財について話をしていただきまして、その後に文化財の講義を少ししまして、ワークショップの後半ではですね、江の島にある文化財を一つ選んでいただいて、グループワーク、それから発表をしていただきました。

次に3ページ目をご覧ください。ワークショップの具体的な中身についてお話をさせていただきます。

ワークショップの前半ではですね、江の島ですとか、江の島の文化財について参加者には考えていただきました。

そちらに掲載をしている地図というものが、岩本樓のローマ風呂ですとか、青銅鳥居などですね、13個の文化財っていうものをピックアップしておりまして、実際参加された高校生の方にですね、どれが文化財なのかっていうものを考えていただきました。

続いて4ページになるんですが、参加者にですね文化財がどれかというのを話し合っていた後に、結局私達としては全て文化財ですよというようにお話をさせていただいたんですが、その答え合わせもかねてですね文化財とはどういったものなのか、そして文化財を身近に考えてもらえるような講義というものを行いました。

掲載されているものはですね当日使用した講義のスライドの一例になります。

次に5ページ目なんですけれども、ワークショップの後半ではですね参加者にグループワークを押していただきました。

内容としてはですね、そちらにもですね、具体例として3つ掲載をさせていただいているんですが、文化財の履歴書というふうに書かれたですね資料を6つ用意しまして、その中からグループで1つ選んでいただいて、その選んだ文化財のPR方法ですとか、そのキャッチコピーというものを設定していただきました。

お手元にはですね資料には掲載がないんですが、江島神社ですとかシーキャンドルといったように有名な文化財というふうに題した同じような資料も用意しまして、選んだ文化財とPRする際にコラボできるような同じような資料もあわせて用意をさせていただきました。

6ページからですね13ページについては、実際にグループが作成した発表資料になります。

今回は参加者をですね4グループに分けて様々なアイデアを出していただきました。

たまたまなんですけれども、4グループのうちですね2グループが八方睨みの亀で、残りの2グループがコッキング植物園の温室遺構というのを題材に選んで、それぞれ資料を作成していただきました。

ちょっと飛ばしまして、14ページ以降についてはグループワークのまとめになります。

参加されている方が高校生ということもありまして、SNS ですかインターネットを活用するっていうようなことですか、あとはアニメ・漫画・ゲームというところとコラボしてはどうかというような意見も見受けられました。また既存イベントを活用するといったご意見ですか、回遊性のある事業を行って文化財に訪れる観光客の増加を図ってはどうかといったようなアイデアもいただきました。

以上がですねワークショップの報告になりますが、普段ですね高校生の方が文化財についてあまり考える機会がないのかなっていうところがある中で、文化財を少し身近に感じてもらえるようなワークショップができたかなというふうには考えてます。

終わった後にですねみらい創造財団の担当の方ともちょっと話したんですけども、参加された高校生の方にはですね、改めて文化財に興味を持った方もいたみたいですよというお話もいただきましたので、未来の文化財の担い手が1人でも増えればというふうに思いますし、いただいたご意見をですね、地域計画に反映して今後に生かしていくというふうに考えております。報告は以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございます。もう1つウがあります。これも併せてご報告いただけますか。西富貝塚の現状変更ですか。

事務局 西富貝塚の試掘調査の結果について報告いたします。
前回の保護委員会の方で諮らせていただき、試掘を行った方がいいとのご意見をいただきました西富貝塚の工事について、実際に試掘調査を実施しました。こちらですね5月27日に実施しまして、郷土歴史課の職員のみで行っております。

資料6のですね、4枚目ご覧いただければと思いますが、こちら遊行寺の山の上の方と、ここの位置に試掘を設定しまして、その様子はですね、資料1枚目の方の写真で、上の写真が調査前の状況で、下の写真が試掘溝の設定状況です。

2枚目の方ですね、実際に掘りあがった状況と、下の写真の方が断面の状況の写真になっております。

見えづらいんですけども、現状からですね30センチ強の深さまで掘削をしまして、全て盛土ということがわかりました。

この掘削の深さはですね、実際に工事で影響をうける範囲で設定をしております。

そのため、この工事は西富貝塚に影響を与える可能性は低いということになり

	ますので、工事立会という対応にしております。
	その後ですね3枚目の方になるんですけども、工事中に立ち会ったところ、下から以前使われていた道路舗装が出ていたということで、なので確認調査の結果通りだということが判明しました。
	なお、この際に古い道路境界が見つかり、境界画定などの手続きが必要になったことから、この工事一度止まっております、現状変更の完了報告もまた出てくると思うんですが、そちらの方は工事の完了しておりませんので、次回以降お伝えさせていただければと思います。以上です。
委員長	はい。報告事項でア、イ、ウの報告をいただきました。
委員	これは何のための試掘だったんですか。
事務局	こちらはですね遊行寺さんの下の方からですね門のところまで道を整備するところなんです。
委員	これ今見ると40センチくらい掘ったんですか。
事務局	そうですね。
委員	ということはここまでは出ないけど、この下のところは出るかもしれないってことですか。
事務局	可能性はあります。
委員	遊行寺の裏のお墓のところから上がっていく道がここに繋がるのですか。
事務局	そうです。
委員長	他によろしゅうございましょうか。併せて、何かご質問があればお願いしたいと思いますが。時間が過ぎてしましまして、不手際で申し訳ございませんけれども、以上で用意された議題は、終わりますので、他に委員の方から何かお話があれば、承りますけれどもなければ、これで閉会をさせていただきたいと思います。事務局の方へ進行はお返ししたいと思います。